

官庁営繕工事における 不落・不調対策

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

すみだ ひろのり
営繕積算システム官 住田 浩典

1. はじめに

国土交通省では、厳しい財政事情が続く中、真に必要な社会資本の整備を重点的かつ効率的に推進し、一般競争入札の拡大、総合評価落札方式の拡充等に取り組んでいるところである。また、行き過ぎたコスト縮減は品質の低下を招くおそれがあることから、コストと品質の両面を重視した取り組みへと転換し、政府としても、平成20年度から「公共事業コスト構造改善プログラム」を策定し、公共事業の各段階における具体的施策の推進を図っているところである。

一方で、原油価格や鋼材等の資材価格などの大幅な変動に対応するため、単品スライドの運用を整備し発動するなど、公共工事の請負代金額の円滑な見直しに努めているところである。

こうした状況において、近年、入札参加者がいないまたは不足する入札不調や、入札結果がすべて予定価格を上回る不落により、入札不成立となる事案が増加し、その対応策が求められていたところである。とりわけ、民間建築工事の需給状況の影響を受けやすい営繕工事においては、事業の円滑な執行のためにも、より実情に即した対応が必要となる。

ここでは、営繕工事における入札状況と課題、

およびこれを踏まえた不落・不調対策について紹介したい。

2. 入札状況と課題

まず、国土交通省で発注している営繕工事の入札状況について概観したい。

平成18年12月に特別重点調査を含む緊急公共工物品質確保対策が打ち出され、それまでに多発していた極端な低入札は大きく減少した。

しかし一方で、平成19年度は、入札不落や不調といった入札不成立が増大した。これは民間工事が好調であったことや、単価の上昇、技術者の不足などから、公共建築工事を敬遠したり、入札価格が高めに見積もられた結果などが要因と考えられる。また、一般競争の拡大や総合評価落札方式の拡充に伴い、請負者側が受注を希望する工事の選別を進め、入札参加者が減少してきたことも一因と考えられる。他方では、地域によって低入札も引き続き見受けられ、予定価格に対する入札額のバラツキが大きくなっていた。この傾向は、特に改修工事において強く見られた(図 1)。また、発注金額別に見ると、小規模なもののほど入札不落・不調が多く発生している。工種別では、建築工事の入札不落が多く、昇降機設備工事では入札不調が多く発生している(図 2)。

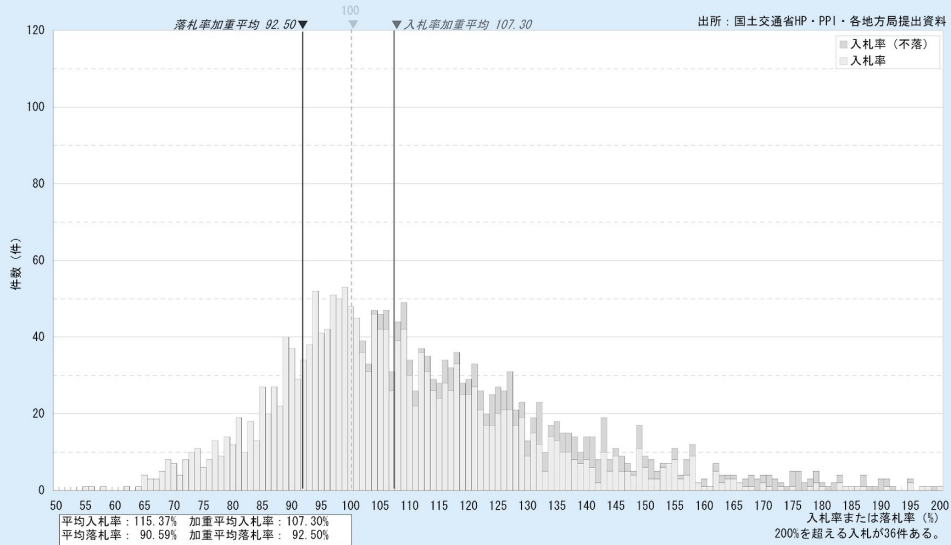


図 1 平成19年度入札分布（営繕工事改修）

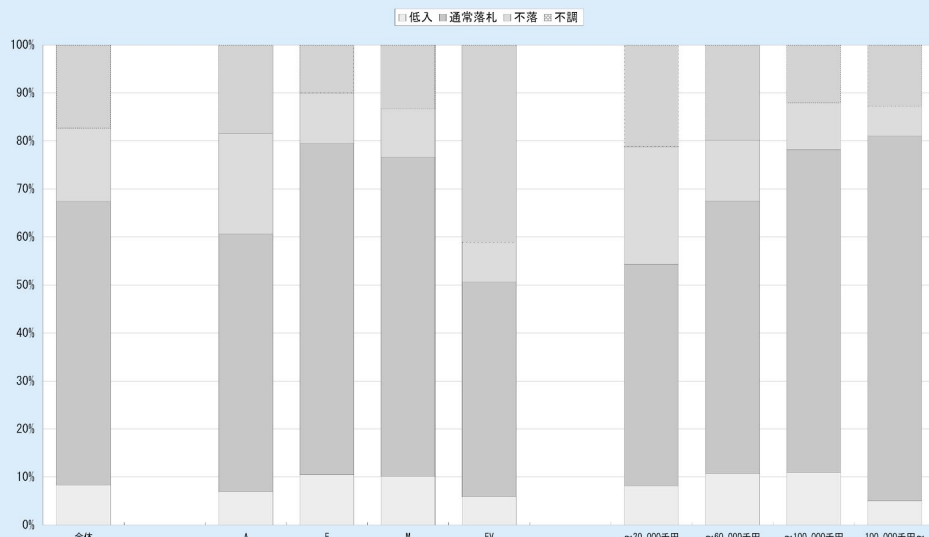


図 2 平成19年度入札状況

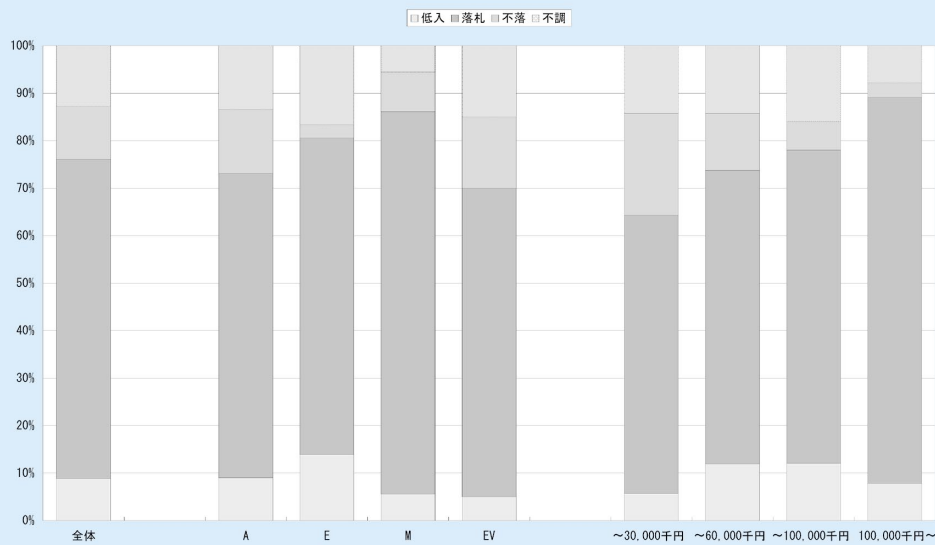


図 3 平成20年度入札状況（上半期）速報値

平成20年度上半期（速報値）については、不落・不調は減少傾向が認められるものの、依然として建築工事を中心に相当数が発生している。昨年度との顕著な違いとしては、昇降機設備工事の入札不調の減少があげられる。低入札については、大きな変化はないものの、機械設備工事の減少が目立つ（図 3）。

全体的には昨年度より落ち着きを取り戻している感はあるが、一部の地域で低入札が増加するなどの動きもあり、引き続き動向を注視する必要がある。

3. 不落・不調への取り組み

上記のように、入札不落・不調が増加していることから、官庁営繕部では、いくつかの取り組みを行っている。まず、入札参加者を確保する対策として、発注情報について、工事内容、工事規模を詳細に示すことにより、入札希望者が工事内容を十分に理解できるような情報の提供を行っている。また、特に入札不落・不調が多い改修工事については、後述するように積算上の不落対策を講じている。これらにより、入札参加者の減少を回避するよう努めているところである。

4. 改修工事における総合的な不落対策

次に、改修工事について、積算上の総合的な対策について紹介する。

前述したとおり、改修工事のうちでも、建築工事、小規模工事において、多数の入札不落・不調が発生しており、それらに重点をおいた対策が有効と考えられる。また、入札希望者にとっては、改修工事は目に見えない手間がかかることや、事前には想定しにくいリスクがあることなどから、見積価格（入札価格）を上乗せされている場合もあると考えられ、こうしたことへの対応も求められている。そこで、官庁営繕部では以下の5点を

改修工事における総合的な不落対策として取り組みを進めている。

- ① 工事費内訳書等の収集・分析
- ② 施工条件明示の詳細化
- ③ 応札者から見積もりの提出を求める方式
- ④ 小規模改修工事の工期に応じた現場管理費の算出
- ⑤ 僅少工事等の単価・価格設定の運用

これらは、汎用性の高い対策から小規模工事に特化した対策の順になっている。以下、順にその概要を示す（図 4）。

(1) 工事費内訳書等の収集・分析

従来から、営繕事業については、請負代金内訳明細書等を収集し、発注者および請負者の工事費内訳明細書等を検討のための基礎資料としてきたところであるが、不落工事における落札できなかった入札参加者の内訳データなどは把握できていなかった。

このため、さらに積算価格の説明性・市場性の向上および工事目的物と価格の関係の明確化について検討するとともに、営繕事業における工事積算手法等の検証を行う必要があった。このため、従来の収集・調査範囲を拡大し、原則として、すべての営繕工事を対象に、発注者内訳書、入札参加者内訳書および請負代金内訳書ならびに入札調書等を検討のための基礎資料として、今後継続して収集することとした。

(2) 施工条件明示の詳細化

施工条件明示については、国土交通省において、これまでも「施工条件の明示について」（平成14年5月30日付け営計発第24号）および事務連絡等に基づき適切に対応しているが、発注者として想定している施工可能時間帯、施工手順、仮設等の施工条件について、これまで以上に詳細に明示し、当該施工条件に応じて養生、整理・清掃等の作業が重複することが想定される場合に、これを積算に反映させることにより、一層実情に近い積算を心がけるものである。

(3) 応札者から見積もりの提出を求める方式
また、昨年度から、「応札者から見積もりの提出を求める方式」を試行している。

本方式は、標準積算と合わないと考えられる工事において、標準積算と実勢価格に乖離が生じていると考えられる工種等について、応札者からの見積もりの提出を求め、その見積価格を参考に用いて予定価格を作成するものである。

本方式では、入札公告および入札説明書において、本方式を採用する旨とその方法について明示し、総合評価方式の技術提案とともに当該工種等の見積もりを提出してもらう。見積もりの内容についてヒアリングを行い、妥当性が確認されたものについては、予定価格作成の参考としていくものである。

(4) 小規模改修工事の工期に応じた現場管理費の算出

通常の営繕工事の現場管理費については、従前より積算基準に示されている純工事費（直接工事費に共通仮設費を加えたもの）に対する現場管理費率を用いて算定することとしている。

しかし、小規模改修工事においては、当該現場の施工条件により長期の工期を必要とするケースも生じていることから、現場管理費の大部分が従業員手当であることに着目し、工期に対する従業

員手当とそれ以外の純工事費に対応する法定福利費等に区分して積上げを行う方法を、今年度から試行している。

(5) 僅少工事等の単価・価格設定の運用

工事が僅少の場合、工事場所が点在する場合および工程上連続作業が困難な場合等の単価および価格については、その作業単位に応じて、単価および価格を補正する方法を試行している。

このような僅少工事等の場合、従来は、積算担当者の力量に任されるところが多く、それぞれの工事発注に対する煩雑な条件を理解した上で短時間に対応することが必要となっていたが、補正の方法を整理することにより、効率的に実状に即した積算となるよう工夫したものである。

5. おわりに

本稿では、営繕工事における入札状況を把握した上で、近年多発している入札不成立への対応として、不落・不調対策について紹介した。米国発の金融危機の影響などに見られるように最近の経済状況の変化は先行き不透明感が強く、本稿が読者の目に触れる頃には、さらに状況の変化が見られるかもしれないが、執筆時における対策として

捉えていただきたい。

こうした取り組みを通じ、公共工事の発注者がより一層実勢に即した積算に努め、事業の円滑な執行と公共工事の品質確保が図られることを期待したい。

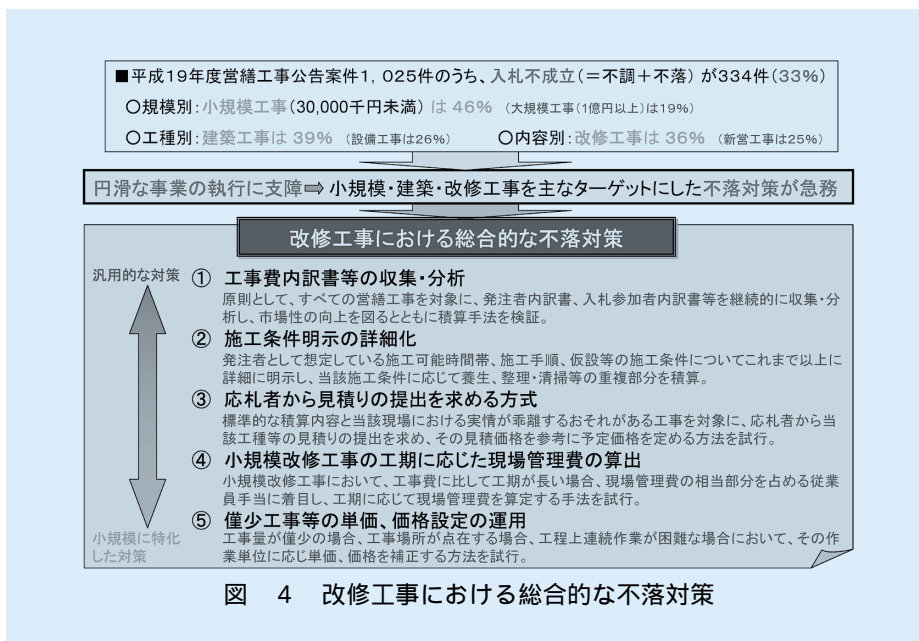


図 4 改修工事における総合的な不調対策